

【本制度の概要等】

本制度における株式報酬は非業績連動であり、報酬委員会が定める当該報酬額を取締役選任決議が行われる株主総会の前営業日の当社株価で除した数の株式ユニットを、株主総会で選任された取締役が付与します。株式ユニットとは、本制度において株式の支給が事後に予定されることに対応した仮想的な株式であり、各取締役に割り当てた株式ユニットは、取締役在任中、本制度内で管理されます。

今回の自己株式処分の対象者を含む2020年7月30日開催の当社第152期定時株主総会において選任された取締役に対する株式報酬は全員同額の300万円とすることを、同日の報酬委員会にて決定しております。

株式ユニットの付与後、権利確定までを権利算定期間とします。日本居住の取締役に対する権利確定は退任時、また日本非居住の取締役に対する権利確定は居住地域における株式報酬の一般的な方法に準じ個別に設定することとしております。今回対象となる日本非居住の取締役については、取締役任期終了ごとの権利確定としております。

権利算定期間が経過した場合には、報酬委員会で確認を行った上で、割り当てた株式ユニットに相当する金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社普通株式を交付します。金銭報酬債権の額は、株式ユニット数に当社普通株式の割当を決議する日の前営業日の算定株価を乗じたものとします。割当の決議は当社定時株主総会終了後1ヵ月以内に開催される報酬委員会で行うこととしており、今回は2021年6月24日の報酬委員会にて決議しました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、対象となる取締役3名(退任取締役2名、日本非居住の取締役1名)それぞれが当社に対する金銭報酬債権額の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、当社の2021年3月期の事後交付型譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2021年6月23日(報酬委員会による決定日の前営業日)の東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の終値である2,294.5円としております。これは、報酬委員会による決定日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上